

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成29年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成30年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 29 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、同法第 199 条の 2 の規定により、有馬としろう監査委員は、政務活動費交付団体の監査について関与していない。

平成 30 年 2 月 19 日

新宿区監査委員	岩 田	一 喜
同	濱 田	幸 二
同	白 井	裕 子
同	有 馬	としろう

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	2
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

II 監査の結果

第1	団体別監査結果	7
1	新宿区職員互助会	7
2	株式会社共立	9
3	戸塚地域センター管理運営委員会	11
4	落合第二地域センター管理運営委員会	13
5	東京ビジネスサービス株式会社	15
6	歌舞伎町タウン・マネージメント	17
7	公益財団法人新宿未来創造財団	19
8	特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス	22
9	生活協同組合・東京高齢協	24
10	社会福祉法人茶屋の園	27
11	株式会社サクセスアカデミー	29
12	政務活動費交付団体	31
第2	総括意見	33

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政的援助を行っている団体に対して、財政的援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成28年度における補助金等交付団体及び指定管理者のうち、別表1に掲げる18団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の期間

平成29年9月14日（木）から平成30年1月26日（金）まで

第4 監査の対象範囲

平成28年度における事業の補助金等及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第5 監査の方法

1 補助金等交付団体

(1) 団体

補助金等交付団体の概要、定款、平成28年度決算書、平成28年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程(別表2)により、補助金等の執行状況について、補助金等交付団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱を基に、補助金等交付団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

2 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、平成28年度協定書、平成28年度決算書、平成28年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程(別表2)により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

(別表1) 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				所管課
		補助	出資	信託	指定	
1	新宿区職員互助会	○				総務部人事課
2	株式会社共立				○	地域振興部地域コミュニティ課 地域振興部四谷特別出張所 地域振興部笹塚特別出張所 地域振興部角筈特別出張所
3	戸塚地域センター管理運営委員会				○	地域振興部戸塚特別出張所
4	落合第二地域センター管理運営委員会				○	地域振興部落合第二特別出張所
5	東京ビジネスサービス株式会社				○	地域振興部生涯学習スポーツ課
6	歌舞伎町タウン・マネージメント	○				東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部 東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
7	公益財団法人新宿未来創造財団				○	文化観光産業部文化観光課
8	特定非営利活動法人 新宿西共同作業所ラバンス	○				福祉部障害者福祉課
9	生活協同組合・東京高齢協				○	福祉部地域包括ケア推進課
10	社会福祉法人茶屋の園	○				福祉部介護保険課
11	株式会社サクセスアカデミー				○	子ども家庭部子ども総合センター
12	自由民主党・無所属クラブ	○				議会事務局
13	新宿区議会公明党	○				議会事務局
14	日本共産党新宿区議会議員団	○				議会事務局
15	民進党・無所属クラブ	○				議会事務局
16	新宿区民の会	○				議会事務局
17	社民党新宿区議会議員団	○				議会事務局
18	スタートアップ新宿	○				議会事務局

(注) 団体名は、平成29年3月末日現在の名称である。

(別表2) 実地監査日程

実施年月日の*印は監査委員による実地監査

実施年月日	団体名
平成 29年 10月 6日 (金) 10月 27日 (金) *	特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス
10月 6日 (金) 10月 27日 (金) *	生活協同組合・東京高齢協
10月 11日 (水) 11月 7日 (火) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 17日 (火)	社会福祉法人茶屋の園
10月 18日 (水)	新宿区職員互助会
11月 1日 (水) 11月 2日 (木) *	東京ビジネスサービス株式会社
11月 8日 (水)	株式会社共立
11月 10日 (金) *	自由民主党・無所属クラブ
11月 10日 (金) *	新宿区議会公明党
11月 10日 (金) *	民進党・無所属クラブ
11月 14日 (火) *	日本共産党新宿区議会議員団
11月 14日 (火) *	新宿区民の会
11月 14日 (火) *	社民党新宿区議会議員団
11月 14日 (火) *	スタートアップ新宿
11月 15日 (水)	歌舞伎町タウン・マネージメント
11月 15日 (水)	株式会社サクセスアカデミー
11月 16日 (木)	戸塚地域センター管理運営委員会
11月 16日 (木)	落合第二地域センター管理運営委員会

(注) 団体名は、平成29年3月末日現在の名称である。

Ⅱ 監査の結果

Ⅱ 監査の結果

第 1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

新宿区職員互助会

《補助金等交付団体》

第 1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿区職員互助会（以下「団体」という。）は、昭和 30 年 11 月に設立された任意団体である。なお、現在の団体は、新宿区職員互助会に関する条例（平成 4 年新宿区条例第 8 号）に基づくものである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 互助給付事業
- イ 福利厚生事業
- ウ 文化体育事業
- エ 貸付金事業
- オ その他会員の福利厚生を増進に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成 28 年度に 29,270,775 円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区職員互助会交付金	29,270,775 円	団体の事業を助成するため

※補助金額のうち、5,070,000 円は、共済企画センター寄付分

イ 根拠法令等

新宿区職員互助会に関する条例

ウ 主な事業実績

(ア) 福利厚生事業外部委託

- ・委託先 株式会社リロクラブ
- ・委託内容 会員への福利厚生サービスの提供業務

(イ) 文化体育事業

- ・活動費の補助（芸術部 1 班、体育部 12 班）
- ・職員総合文化祭等の実施（作品展、職員ハイキング、お茶会）

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社共立

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社共立（以下「法人」という。）は、昭和34年7月に設立された。
その主な事業活動は、次のとおりである。

ア イベントの企画及び制作業務

イ 劇場等における照明・音響・映像のデザイン及び制作業務

ウ 劇場等における照明・音響・舞台機構・映像設備等の管理及び操作業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成28年度に104,537,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立四谷 区民ホール①	46,956,000円	49,188,540円	92,022,852円	平成26年4月1日 ┆ 平成31年3月31日
新宿区立牛込 笹塚区民ホー ル②	30,532,000円	31,268,910円	58,369,023円	平成26年4月1日 ┆ 平成31年3月31日
新宿区立角筈 区民ホール③	27,049,000円	23,758,970円	54,581,119円	平成26年4月1日 ┆ 平成31年3月31日
合計金額	104,537,000円	104,216,420円	204,972,994円	

イ 根拠法令等

新宿区立区民ホール条例（平成17年新宿区条例第34号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）区民ホールの利用に係る受付、貸出し及び舞台操作等に関する業務

（イ）区民ホール内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）区民ホールの施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

（エ）区民ホールの利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

（オ）区民ホールの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 四谷区民ホール [前記①]

- ・利用件数 815 件
- ・利用率 日割 98.6%

(イ) 牛込箕筒区民ホール [前記②]

- ・利用件数 765 件
- ・利用率 日割 94.0%

(ウ) 角筈区民ホール [前記③]

- ・利用件数 648 件
- ・利用率 日割 88.3%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

地域振興部地域コミュニティ課、四谷特別出張所、箕筒町特別出張所、角筈特別出張所

地域コミュニティ課、四谷特別出張所、箕筒町特別出張所及び角筈特別出張所（以下「課等」という。）は、事業計画において施設ごとの収支計画を確認していたが、事業報告書では、法人に対して施設ごとの収支状況の報告を求めていなかった。

課等は、管理業務の履行状況を確認するため、法人に対して施設ごとの収支状況の報告を求め、施設ごとの収支状況を把握し、適正な施設管理を行われない。

戸塚地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

戸塚地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成20年10月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 戸塚地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成28年度に21,495,710円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立戸塚地域センター	21,495,710円	－（※）	20,084,610円	平成27年4月1日 ） 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）戸塚地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）戸塚地域センター内の清潔の保持、整とんその他環境の整備に関する業務

（ウ）戸塚地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）戸塚地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 521団体（平成29年3月31日現在）

- ・施設全体の利用状況 利用件数 16,724 件
利用人数 159,028 人
利用率 85.8%

(イ) 主な事業の内容

- ・地域センターまつり 参加者数 2,950 人
- ・広報誌（i とつか） 発行回数 年 4 回 各回 9,500 部発行
- ・その他コミュニティ事業

映画会	3 回	参加者数	延べ 176 人
とつかオン・ステージ	2 回	参加者数	延べ 1,070 人
ユニカール	9 回	参加者数	延べ 36 人
3 B 体操	22 回	参加者数	延べ 118 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

団体

団体は、平成 27 年度に実施したセンターまつりの経費の一部を、平成 28 年度の指定管理料から支出していた。これは、団体が会計帳簿への記載を怠っていたことにより、業者からの支払請求が遅延していることを把握できず、放置していたことが原因となっていた。

団体においては、会計処理に関する基本的な手順を理解するとともに、基本協定書及び年度協定書の遵守を徹底し、適正な会計管理を行われたい。

地域振興部戸塚特別出張所

戸塚特別出張所は、団体からの事業報告等の確認を十分に行い、団体が適正な会計管理を行うよう、適切な指導監督を行われたい。

落合第二地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

落合第二地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成18年7月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 落合第二地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成28年度に20,674,451円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立落合第二地域センター	20,674,451円	－（※）	21,060,507円	平成27年4月1日 ） 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）落合第二地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）落合第二地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）落合第二地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）落合第二地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 245団体（平成29年3月31日現在）

- ・施設全体の利用状況 利用件数 9,199 件
利用人数 94,975 人
利 用 率 57.9%

(イ) 主な事業の内容

- ・地域センターまつり 参加者数 1,840 人
- ・広報誌（おちあい） 発行回数 年 4 回 各回 9,300 部発行
開館十周年記念号は、10,000 部発行
- ・その他コミュニティ事業

開館十周年記念イベント	1 回（2 日間）	参加者数 594 人
新春日本の遊び	1 回	参加者数 251 人
七夕コンサート	1 回	参加者数 188 人
カラオケを楽しむ会	2 回	参加者数 延べ 153 人
文化講演会	1 回	参加者数 136 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

東京ビジネスサービス株式会社

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

東京ビジネスサービス株式会社（以下「法人」という。）は、昭和37年7月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 設備運転保守、清掃等のビルメンテナンス業務

イ 料理飲食店の営業

ウ 旅行業

エ 旅館業務の受託

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成28年度に114,253,700円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立中強羅区民保養所	114,253,700円	151,230,952円	260,036,160円	平成25年4月1日 ） 平成30年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立中強羅区民保養所条例（平成6年新宿区条例第23号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）保養所の宿泊施設及び設備の維持管理に関する業務

（イ）保養所における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務

（ウ）保養所の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

（エ）保養所の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

・ 宿泊利用者数 22,197人

（内訳）区民13,413人 その他8,784人

・ 客室稼働率 80.4%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

歌舞伎町タウン・マネージメント

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「団体」という。）は、平成20年4月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 情報発信事業
- イ 地域活性化事業
- ウ 安全・安心事業
- エ まちづくり事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成28年度に22,825,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
歌舞伎町タウン・マネージメント補助金	22,825,000円	団体が実施する事業に係る運営費及び事業経費について補助を行うため

イ 根拠法令等

平成28年度歌舞伎町タウン・マネージメント補助金交付要綱（平成28年4月1日28新地東東第2号）

ウ 主な事業実績

(ア) 情報発信事業

- ・ホームページ 更新回数 28回 アクセス数 34,932回
- ・Facebook 投稿回数 192回 リーチ（ユーザー）数 31,587回

(イ) 地域活性化事業

- ・歌舞伎町シネシティ広場活用イベント
24回 参加者数 延べ108,319人
- ・大久保公園活用イベント 10回 参加者数 延べ484,176人
- ・セントラルロード活用イベント
4回 参加者数 延べ7,500人

(ウ) 安全・安心事業

- ・歌舞伎町シネシティ広場清掃 43回 参加者数 延べ 310人
- ・安全・安心パトロール 172回 参加者数 延べ 1,253人

(エ) まちづくり事業

- ・歌舞伎町シネシティ広場管理運営推進協議会 11回

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ 次代を担う児童や青少年の育成

オ 国際相互理解の促進

カ 地域の魅力の内外への発信

キ 地域社会の健全な発展の促進

ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成28年度に750,746,200円を指定管理料として、445,886,159円を補助金として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、文化観光課が所管する指定管理料を監査対象とする。

(2) 文化観光課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿文化センター①	168,320,000円	217,033,691円	386,569,933円	平成28年4月1日 ┆ 平成33年3月31日
新宿区立新宿歴史博物館②	89,630,000円	4,896,550円	89,380,005円	平成28年4月1日 ┆ 平成33年3月31日
新宿区立林芙美子記念館③	16,374,000円	1,208,030円	16,840,948円	平成28年4月1日 ┆ 平成33年3月31日

新宿区立佐伯 祐三アトリエ 記念館④	8,556,000円	0円	8,035,464円	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日
新宿区立中村 彝アトリエ記 念館⑤	10,165,000円	0円	9,533,271円	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日
合計金額	293,045,000円	223,138,271円	510,359,621円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立新宿文化センター条例（昭和53年新宿区条例第18号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立新宿歴史博物館条例（昭和63年新宿区条例第12号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区立林芙美子記念館条例（平成3年新宿区条例第23号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館条例（平成21年新宿区条例第56号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区立中村彝アトリエ記念館条例（平成24年新宿区条例第43号）〔前記⑤〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 新宿文化センター〔前記①〕
 - ・新宿文化センターにおいて行う事業に関する業務
 - ・新宿文化センターの利用に関すること。
 - ・文化芸術の振興に関すること。
 - ・区民に対する文化の普及及び支援に関すること。
 - ・新宿文化センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・新宿文化センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - ・新宿文化センターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿歴史博物館〔前記②〕
 - ・新宿歴史博物館において行う事業に関する業務
 - ・新宿及び新宿に関連する地域の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
 - ・新宿の歴史等に関する講演会、講座等の開催及び広報、出版等の普及活動に関すること。
 - ・新宿の歴史等に関する調査及び研究に関すること。
 - ・新宿歴史博物館の利用に関すること。
 - ・新宿歴史博物館の利用の承認及び不承認、利用承認の取消し等並びに入館の制限等に関する業務
 - ・新宿歴史博物館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - ・新宿歴史博物館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

- (ウ) 林芙美子記念館 [前記③]
 - ・ 林芙美子に関する資料の保管及び展示に関する業務
 - ・ 林芙美子記念館の利用料金の納入、減免及び返還並びに入館の制限等に関する業務
 - ・ 林芙美子記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]
 - ・ 佐伯祐三アトリエ記念館において行う事業に関する業務
 - ・ アトリエの公開に関すること。
 - ・ 佐伯祐三に関する資料の展示その他の佐伯祐三に関する情報の発信に関すること。
 - ・ 佐伯祐三アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]
 - ・ 中村彝アトリエ記念館において行う事業に関する業務
 - ・ アトリエの公開に関すること。
 - ・ 中村彝に関する資料の展示その他の中村彝に関する情報の発信に関すること。
 - ・ 中村彝アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 新宿文化センター [前記①]
 - ・ 利用者数 510,418 人
- (イ) 新宿歴史博物館 [前記②]
 - ・ 利用者数 79,206 人
- (ウ) 林芙美子記念館 [前記③]
 - ・ 利用者数 12,538 人
- (エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]
 - ・ 利用者数 6,831 人
- (オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]
 - ・ 利用者数 6,747 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス（以下「法人」という。）は、平成15年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 就労継続支援B型
- イ 地域活動支援センターに関する事業
- ウ 相談支援事業
- エ 居住サポート事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成28年度に22,500,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	12,276,000円	障害福祉サービス利用者の福祉の向上を図るため
新宿区地域活動支援センター事業補助金②	8,460,000円	障害者とその介護者等への必要な情報提供及び基礎的事業としての創作活動等の機会の提供を通じて、障害者の地域での生活を支援するため
新宿区居住サポート事業補助金③	1,764,000円	一般住宅への入居を希望しても保証人が得られないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居等に関する支援を行うことにより、障害者の地域での生活を支援するため
合計金額	22,500,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）〔前記①〕

(イ) 新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労継続支援 B 型事業所

・利用人数 延べ 6,014 人

(イ) 地域活動支援センター

・利用人数 延べ 2,598 人

(ウ) 相談支援事業

・実施件数（一般相談） 延べ 294 件

(エ) 居住サポート事業

・実施件数（住居探し支援） 4 件

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

生活協同組合・東京高齢協

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

生活協同組合・東京高齢協（以下「組合」という。）は、平成11年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業
- イ 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- ウ 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- エ 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- オ 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、平成28年度に103,893,070円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立信濃町シニア活動館①	18,931,852円	0円	18,931,852円	平成26年4月1日 ┆ 平成31年3月31日
新宿区立新宿地域交流館②	20,691,800円	0円	20,691,800円	平成27年4月1日 ┆ 平成30年3月31日
新宿区立山吹町地域交流館③	24,307,760円	0円	24,307,760円	平成27年4月1日 ┆ 平成32年3月31日
新宿区立上落合地域交流館④	20,625,488円	0円	20,625,488円	平成27年4月1日 ┆ 平成32年3月31日
新宿区立中落合地域交流館⑤	19,336,170円	0円	19,336,170円	平成26年4月1日 ┆ 平成31年3月31日
合計金額	103,893,070円	0円	103,893,070円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記②③④⑤〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 信濃町シニア活動館〔前記①〕
 - ・信濃町シニア活動館において行う事業に関する業務
 - ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること。
 - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・信濃町シニア活動館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・信濃町シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿地域交流館、山吹町地域交流館、上落合地域交流館、中落合地域交流館〔前記②③④⑤〕
 - ・各地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を増進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・各地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・各地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 信濃町シニア活動館〔前記①〕
 - ・利用者数 25,500 人
（内訳）団体利用 7,615 人 個人利用 17,885 人
- (イ) 新宿地域交流館〔前記②〕
 - ・利用者数 15,690 人
（内訳）団体利用 3,703 人 個人利用 11,987 人
- (ウ) 山吹町地域交流館〔前記③〕
 - ・利用者数 16,435 人
（内訳）団体利用 6,833 人 個人利用 9,602 人
- (エ) 上落合地域交流館〔前記④〕
 - ・利用者数 26,011 人
（内訳）団体利用 12,180 人 個人利用 13,831 人

(オ) 中落合地域交流館 [前記⑤]

・利用者数 11,836 人

(内訳) 団体利用 3,723 人 個人利用 8,113 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人茶屋の園

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人茶屋の園（以下「法人」という。）は、平成10年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホームたちばなの園白糸台の運営
- イ 介護老人福祉施設サービスの提供
- ウ 短期入所生活介護サービスの提供
- エ 居宅介護支援サービスの提供

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成28年度に10,825,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区特別養護老人ホーム等建設事業助成金	10,825,000円	特別養護老人ホーム等の建設事業に要する経費について補助を行うため

イ 根拠法令等

新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例(昭和61年新宿区条例第16号)

ウ 主な事業実績

区民の特別養護老人ホーム利用人数

	平成29年	平成28年
人数	28人	30人
要介護度5	11人	9人
要介護度4	15人	15人
要介護度3	1人	4人
要介護度2	1人	2人
要介護度1	0人	0人

※人数は、各年5月末日現在のものである。

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社サクセスアカデミー

(現：ライクアカデミー株式会社)

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社サクセスアカデミー（以下「法人」という。）は、平成元年12月に設立された。

(※平成29年8月1日付けで、ライクアカデミー株式会社に社名を変更)

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 認可保育園、東京都認証保育所等の運営

イ 学童クラブ、児童館等の運営

ウ 事業所内保育施設（大学、病院、企業等）の受託運営

エ 保育施設運営のコンサルティングサービス等の事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成28年度に31,868,376円を指定管理料として、12,917,630円を補助金として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、指定管理料を監査対象とする。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立高田馬場第一児童館	31,868,376円	0円	31,868,376円	平成27年4月1日 ┆ 平成32年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号)

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 高田馬場第一児童館において行う事業に関する業務

- ・子供の福祉の増進に関すること。
- ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
- ・高田馬場第一児童館の施設の利用に関すること。

(イ) 高田馬場第一児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

(ウ) 高田馬場第一児童館の施設等の維持管理に関する業務
エ 主な事業実績

・利用者数 40,113人

(内訳) 小学生 14,387人 中学生 1,018人 高校生 268人

幼 児 12,584人 その他 11,856人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

政務活動費交付団体

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

政務活動費は、新宿区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、新宿区議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付するものである。

政務活動費の交付額は、月額15万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額となっており、経費の支出後に残余额等がある場合には、その残余额等を返還することとなっている。

政務活動費の取扱いについては、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めているほか、「新宿区政務活動費取り扱い手引き（平成25年9月改訂）」を策定し、この手引きに沿って執行及び管理を行っている。

また、議長においては、政務活動費の適正な運用を期するため、会派が作成する四半期ごと及び年度の収支報告書の提出を受けて、必要に応じて調査を行うものとしている。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、会派に対し、平成28年度に54,743,630円を政務活動費として交付している。

(2) 政務活動費に関する概要

ア 会派別の交付金額及び所属議員数

会派名※	交付金額	所属議員数※
自由民主党・無所属クラブ	15,920,910円	10名
新宿区議会公明党	8,867,355円	9名
日本共産党新宿区議会議員団	13,229,832円	8名
民進党・無所属クラブ	8,684,289円	5名
新宿区民の会	5,400,000円	3名
社民党新宿区議会議員団	1,530,660円	1名
スタートアップ新宿	1,110,584円	1名
合計金額	54,743,630円	

※会派名及び所属議員数は、平成29年3月末日現在のものである。

イ 根拠法令等

新宿区政務活動費の交付に関する条例（平成13年新宿区条例第4号）

第2 監査の結果

政務活動費については、会派から提出された会計帳簿、証拠書類等における会計処理において、特に指摘すべき事項は認められなかった。

政務活動費は公金であり、その適正な執行が求められることは言うまでもないが、不透明な用途による不祥事が多く報道されている昨今の状況において、政務活動費のより一層の透明性を確保すべきことから、次のとおり意見を付す。

【意見】

今回の監査において、政務活動費として支出された経費の中に一部誤りが認められた。この誤りが認められた経費については、既に返還がなされているところであるが、本来は、条例等に基づいて適正に執行すべきものであった。

会派においては、情報公開をはじめとする区民の視点を意識し、条例等の厳格な運用を図るとともに、現在運用基準としている手引きが判例や社会通念と適合するかを検証しながら、政務活動費のより一層の透明性の確保に努められたい。

議会事務局においては、条例等に沿った運用がなされているかを十分に確認し、会派に対して適切な指導及び助言を行うことに加え、会計年度をまたがった経費の取扱いといった政務活動費に見られる課題について、会派に対して自主的な検証を促す等、政務活動費のより一層の透明性の確保に努められたい。

第2 総括意見

今回監査を行ったところ、財政的援助に係る事業については、前述の「第1 団体別監査結果」で意見を付した事項3件（10頁、12頁、32頁に掲載）を除き、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、上記の意見を付した事項を除き、団体に対しおおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

しかしながら、補助金と指定管理者制度について、それぞれ課題が見られたので、次のとおり意見を述べる。

1 補助金について

今回の監査では、団体から提出された交付申請書において、既交付済額の記入に誤りがあるものや内容が不十分であり要綱で定められた上限額との突合ができないものがあった。また、団体から提出された事業報告書に誤りがあり、精算において補助金を多く返還している事例も見られた。

加えて、事業実績が相当低い事業が見受けられたが、これは昨年度も改善を要望した事項である。

補助金は、財源が貴重な税金で賄われており、公益上の必要に対して交付されるその性質上、正確かつ適正な事務処理が求められることは言うまでもない。

所管部局においては、補助金の適正な執行を図る観点から、提出書類の厳正な審査を行うとともに、内容の不備等について団体への指導監督を徹底されたい。

また、団体においては、適正な書類の提出に努められたい。

区においては、補助金の交付による行政目的を達成し、区民サービスの向上に資するために、最少の経費で最大の効果を上げるように努められたい。

2 指定管理者制度について

過去の監査で、指定管理者の法人本部事務費の取扱いについて再三意見を述べてきたところであるが、今回の監査でも、収入と支出の差額を法人本部事務費に加減して管理経費に計上し、収支を同額にしている事例が複数見られた。

また、今回の監査では、収支の状況から見込まれる収入超過分を、事業計画で当初予定していなかった経費に相当額充当し、年度末に修繕工事を行っている事例が見られた。

その他、事業報告においては、自主事業の取扱いが収支計画と異なり計画と実績の比較が困難なものが見られたり、単純な実績数値の誤りや保守点検の実施状況の記載漏れ等の不備が散見された。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、区民サービスの向上を図ることはもとより、協定に基づいた管理業務の適正かつ効率的な執行を確保し、管理経費の節減等を図ることをもその目的としている。

そのためには、管理経費の正確な支出を把握し、これに基づいて公の施設の運営状況の評価や今後の指定管理料の積算を行うことが不可欠である。

また、事業計画は、当該年度における予算の範囲を示すものであり、一定の拘束力を有するものであるから、緊急を要する等のやむを得ない場合を除き、事業計画に沿った計画的な予算の執行に努める必要がある。

所管部局においては、指定管理料の適正な執行を図る観点から、管理経費の実態把握と事業計画に基づく執行の確認、その他提出書類の厳正な審査等を行い、団体への指導監督を徹底されたい。

また、団体においては、適正な書類の提出に努められたい。

区においては、指定管理者制度の趣旨を十分に把握し、全庁的な調整と適切な対応が図られるよう真摯に検討されたい。

平成29年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成30年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話(03)5273-4579(ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により310部印刷製本しています。その経費として、1部当たり212円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号
2017-6-5101